

防大学第129号
26 . 2 . 4

人材確保統括官
各部長
総合情報図書館長 殿
各学群長

防衛大学校長

海外派遣学生の選考要領について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、海外派遣学生の選考要領について（通達）（防大学第813号。13. 7. 5）は廃止する。

記

1 派遣の目的

- (1) 将来の幹部自衛官として必要な国際的視野に立脚した識見を養うとともに、伸展性ある資質を育成する。
- (2) 外国士官学校の学生生活、意識行動等の状況を実地に感得させ、在校生に対する啓発、学生隊の運営及び校友会活動等の発展に寄与する。
- (3) 各国士官学校との友好関係を維持向上するとともに、各国士官候補生との相互理解を深めさせる。

2 派遣先・人員及び期間

当該年度業務計画による。

3 派遣学生の選考要領

(1) 選考基準

防衛大学校を代表するにふさわしい学生とし、次の各号を基準とする。

ア 将来幹部自衛官となる堅固な意思を有すること。

イ 学科・訓練及び学生隊服務に優れ、かつ、他の学生に信望があること。

ウ 派遣先の母国語による日常会話力があること。

特に、国際情勢会議へ派遣する学生においては、英語力を含めたコミュニケーション能力を重視する。

エ 校友会活動に積極的に取り組んでいること。

(2) 選考手順及び担任等

	区 分	選考の概要	担 任	備 考
1	候補学生の推薦	派遣人員の3倍（基準）の学生を候補者として総括首席指導教官に推薦させる。	訓練部長	学生管理システムの様式による。
		各学科1名（基準）の学生を候補者として各学科長に推薦させる。	各学群長（総合教育学群長及び防衛学教育学群長を除く。）	
		各語学（第2外国語）、各2名（基準）の学生を候補者として外国語教育室長に推薦させる。	総合教育学群長	
2	第1次選考	語学素養試験を行い、特に会話能力を重視して審査する。	教務部長	TOEICの成績をもって素養試験に代えることができる。
3	第2次選考	書類により審査する。	訓練部長	選考人員は派遣数の約2倍とする。
4	第3次選考	身体検査を実施する。	総務部長	
5	第4次選考	面接等による人物評価を行い、必要に応じ語学能力を併せて審査する。	訓練部長	
6	派遣学生の決定	資質能力及び希望等を総合的に勘案し決定する。	訓練部長	派遣学生及び予備を確保する。

(3) 書類審査等の基準

次の各号を評価項目とし、細部は訓練部長の定めるところによる。

ア 学科成績

イ 訓練成績

ウ 適性評定

エ その他参考（校友会活動の状況、処分歴等）

(4) 面接等審査委員の構成

訓練部長を長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

なお、各課長不在時は、室長又は課長補佐が代行するものとする。

ア 総務課長

イ 教務課長又は教務部長の推薦する教官1名

ウ 訓練課長

エ 学生課長

4 報告等

(1) 報告

訓練部長は、選考を終了した場合、又は派遣学生を変更する必要がある場合、その結果を学校長に報告するものとする。

(2) その他

この通達に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、訓練部長が定める。